

吉田松陰と久坂玄瑞 —攘夷思想の継承と展開—



三 宅 紹 宣（広島大学名誉教授）

一九四九年広島県生まれ。著書『幕末・維新期長州藩の政治構造』（校倉書房）、『幕長戦争』『幕末維新の政治過程』（吉川弘文館）ほか多数。

はじめに

本稿は、吉田松陰と久坂玄瑞のかかわりを明らかにし、そのことによって両者の攘夷思想の特質を解明しようとするものである。

一般的には、玄瑞は松陰の尊王攘夷思想を継承したと言われ、ほぼ定着した感がある。しかし、その内実については、たとえば玄瑞の代表的な論策である「廻瀬条議」・「解腕痴言」については、次のような多様な評価がある。

張惟綜氏は、「解腕痴言」は、「松陰に議論した「即刻攘夷」」⁽¹⁾の内容とほぼ一致している」と述べている。

林田慎之助・亀田一邦氏は、「廻瀬条議」は、「一時の客気による無謀な鎖国攘夷論ではなく（中略）、松陰の開国的攘夷論をふまえている」と述べている。

一坂太郎氏は、「廻瀬条議」について、「高橋秀直の『空疎な観念論であり、現実的な政策目標と言えるものではなかつた（幕

末維新の政治と天皇』）との見解が妥当であろう⁽³⁾」と、高橋氏を引用して、否定的評価をしている。

このように、玄瑞の思想の評価は分かれるが、当該時代に長州藩で活動した中岡慎太郎は、玄瑞について次のように述べている。

第一、其の卓識なる者を久坂玄瑞と云ふ。此人吉田寅次郎（松陰）の門弟にして英学も少々仕り、夷情も大に知れり。此人常に論じて曰く、西洋諸国と雖、魯王のペートル、米利堅のワシントン師の如き、国を興す者の事業を見るに、是非共百戦中より英傑起り、議論に定りたる者に非らざれば、役に立たざるもの也。⁽⁴⁾

このように中岡は、玄瑞は、英学も少々行い、西洋の事情も大に知っていると述べている。玄瑞が広く海外認識を有しているという証言は貴重であり、このことを参考にしながら、玄瑞の思想を考える必要がある。

そのため、以下、松陰と玄瑞の間で闘わされた入門時の論争、松陰が江戸召喚のため萩を出発した後の玄瑞による松下村塾門下生の指導、長州藩の「即今攘夷」藩論への転換と「廻瀬条議」「解腕痴言」、攘夷の実行とその思想、禁門の変における攘夷国是確立の嘆願について分析し、玄瑞の松陰の攘夷思想の継承と展開について解明したい。

一 久坂玄瑞の吉田松陰への入門と修学

久坂玄瑞は、安政三年（一八五六）三月、九州遊歴の旅に出た。その途中、熊本で宮部鼎蔵を訪ねた際、吉田松陰を賞賛してやまない賛辞を聞いた。玄瑞は、五月末に萩に帰ると、土屋 蕪 海の紹介によって、松陰に「吉田義卿君の案下に奉呈す」という書簡を呈上した。そこでは、宮部の賛辞を聞いて、入門を志願するに至った経過を述べ、さらに自己の見解を次のように披瀝した。

夫れ方今、皇國の勢い如何や。綱紀日に弛み、士風日に頽れ、而して洋夷日に跳梁し、屢々互市（通商）を乞ふ。其の意、必ず我が釁（きん）（すき）を伺いて、其の欲する所を伸ばすに在るなり。而して廟議（朝廷の評議。この場合は幕議）は、暫く互市を許すを以てし、其の隙に兵備を厳にするに若かずと為す。殊に知らず、互市を許さば則ち天下の人益々其の無事に狎れて益々般樂（遊び楽しむ）怠傲（怠りおごる）し、

兵備終に嚴なるべからざることを（原漢文。『久坂玄瑞全集』

マツノ書店、一九九二年、二二一頁。以下、『久坂玄瑞全集』二二二頁のよう略記する）。

（大意）

現在、日本の情勢は、綱紀が日に弛み、武士の風紀が日に崩れてい。そして西洋諸国は、日にのさばかりはびこり、しばしば通商を求める。その意図する所は、必ず日本の隙をうかがい、その欲望を伸ばそうとすることにある。しかし、幕府はしばらく通商を許すこととし、その隙に兵備を厳重にするにしかずと考えている。通商を許せば、天下の人々はますますその無事に慣れて、ますます大いに遊び楽しみ、怠りおごり、兵備はついに嚴重にすることが出来ないことを知らないのである。

このように現状分析した後、玄瑞はその打開策について、元寇において北条時宗が元の使者を斬つたように、西洋列強の使者（⁵）を斬るべきとした。そうすれば、人々は西洋列強は必ず来襲すると思つて、綱紀は張り士風は作興して、対外防備も嚴重になると論じたのである。

これに対して松陰は、玄瑞の文の欄外に、「自分は玄瑞のことはつとに恩師や知人から聞いて知つていたとし、別に見解を録して送る」と書き入れて稿を返した（「久坂生の文を評す」「詩文拾遺」『吉田松陰全集』六、大和書房、一九七三年、三四九～三五〇頁。以下、『吉田松陰全集』六、三四九～三五〇頁のように

略記する)。

この別録が、六月二日「久坂生の文を評す」(丙辰幽室文稿)『吉田松陰全集』二、四〇六(四〇八頁)であり、「議論浮泛(浮つこと)、思慮粗浅、至誠中から発する言説ではない」と玄瑞の文を厳しく批判している。そして、国勢について、次のように対処すべきと論じた。

凡そ国勢を論ずる者は、上は則ち神后、下は則ち豊公にして可なり。時宗は季世(末世)に生れ、急変を慮つて、一着偶々中る。固より亦一時の傑なり、然れども以て国勢を論ずるに足らざるなり。使を斬るの挙、これを癸丑(嘉永六年)に施すは則ち可なり、これを甲寅(安政元年)に施すは則ち晩し、而れども尚ほ或は及ぶべし。乙卯(安政二年)を過ぎて今日に至りては、則ち晩きの又晩きなり。大抵事機の去來するは、影の如く響の如く。往昔の死例を執りて、以て

今日の活変を制せんと欲す、難きかな。謂ふ所の思慮の粗浅とは是れなり。天下為すべからざるの地なく、為すべからざるの身なし。但だ事を論ずるには、當に己^(た)れの地、己^(ま)れの身より見を起すべし、乃ち着実と為す。

(大意)

およそ国勢を論ずる者は、上は神功皇后、下は豊臣秀吉を問題にすればよい。北条時宗は末世に生まれ、急変を考慮して最初に着手したのがたまたま中した。もとより彼も一時

の傑物だが、以て国勢を論ずるには足らない。使者を斬ることは、嘉永六年に行うのは良い。安政元年ではもう遅い。しかしながら或いはまだ間に合うかもしない。安政二年を経て安政三年の今になつては、全く遅すぎる。大抵事機の去來するは、影の如く響の如くである。往昔の死んでしまつた例を用いて、今日の活きて変化することを制しようとするのは、困難である。思慮が浅いとはこれである。天下に為すことが出来ない地はなく、為すことが出来ない身はない。ただ事を論ずるには、まさに己の地、己の身より考えを始めるべきである。すなわち着実なれ。

松陰はこのように論じて、將軍の地に居るなら將軍の立場、大名ならば大名の立場、百姓ならば百姓の立場、乞食ならば乞食の立場から始めるべきとする。そして玄瑞は医者であり、まさに医者の立場から始めるべきとしている。

そして最後に、「聖賢の貴ぶ所は、議論に在らずして、事業に在り。多言を費すことなく、積誠之れを蓄へよ」と、重要なのは議論ではなく、実行であり、多言を費すことなく、至誠を積み蓄えよと結んでいる。松陰は、実践の重要性と自分の立場において工夫せねばならないことを論じて、返書したのである。

松陰の書簡を六月六日受け取った玄瑞は、読了して憤激し、直ちに「再び吉田義卿に与ふる書」(原漢文。『久坂玄瑞全集』二二二頁⁽⁶⁾)を認めた。そこではまず、国勢を論ずるに北条時宗の事例

を否定する松陰の論について、次のように反論している。

夫れ、方今其の氣蹙ちぢみ、其の力沮はばまれ、益々倉皇そうこう（あわただしい）たるは本邦の勢いなり。勢いは乃ち退けるなり。其の艦は巨、其の砲は大にして、益々覗覦きゆ（身分不相應なことをうかがいねらう）するは寇虜の勢いなり。勢いは乃ち進めり。古人言へる有り、「我退くこと一步なれば則ち彼進むこと一步なり」と。寇虜の勢いは一步日々に進み、本邦の勢は一步日々に退く。退く者は必ず宜しく守り有るべし。守り有るならば則ち一步進むべし。一步進むべくんば、則ち寇虜豈に退きて守らざるを得んや。我が退守を以て彼の進攻に易ふべし。神后の三韓に於ける、秀吉の朝鮮に於ける、瀬浦（大波）万里にして、勲を海外に建つるは、守る所有りて後に攻むる所有るを以てなり。方今、或いは然らざらん。其の氣蹙ちぢむるは、神后的氣を伸ぶるに如かず。力沮はばまるは、秀吉の力を振うに如かず。墨英の強きは韓鮮の弱きが如くならず。今日の勢いは昔日の勢いの如くならず。而して鷲銃煩砲は虜の数里に及ぶ者に如かず。我が艨艟もうどう（いくさぶね）鬪艦は虜の城郭を為す者に如かず。兵を海外に出させんと欲すれども、得べからず。然らば則ち神后・秀吉の挙は、諸れを昔日に施すべくも、諸れを今日に施すべからず。今日施すべき者は、其れ唯だ時宗か。時宗の元使を斬るや、即ち天下の人皆曰く、「元寇必ず来たる」と。其の弓に弦し其の剣を砥ぎて

(大意)

現在の日本は、国としての氣力が衰え、その力は縮んでますますあわただしい状態である。その勢いはしり込みするようなさまである。その艦は巨であつて砲は大にしてますます隙をうかがうのは西洋列強であつて、その勢いは進攻的である。古人は言つた、「我れ退くこと一步なれば即ち彼の進むこと一步なり」と。西洋列強の勢いは一步ずつ日に進み、日本の勢は一步ずつ退いている。退く者は必ず守りがなければならぬ。守りが出来たら、そこで一步進むべきである。一步進むことが出来れば、西洋列強も退かずして守らざるを得ない。日本の退き守るをもつて、西洋列強の侵攻にかえるべきである。

神功皇后の三韓における、豊臣秀吉の朝鮮におけるは、大波万里にして、勲を海外に建てるものは、守るところあつて、後に攻め得たのである。方今は恐らくそうではない。気ちぢこまり、神功皇后の時の如く気が伸びず、力がちぢこまつてゐる。秀吉の時の如く力振うてはいない。米英の強いこと

は、朝鮮の弱い如くではない。今日の情勢は昔日の情勢の如くではない。鉄砲・大砲は、西洋列強のそれが數里に及ぶのと比較にはならない。わが艦船も、西洋列強の城郭の如きものには敵し得ない。海外に出兵しようにも為し得るわけがないのである。

だから、神功皇后や秀吉の挙は、これを昔日に施すことは出来ても、これを今日に施すことは出来ない。今日施すべきは、ただ時宗のみである。時宗が元使を斬るや、天下の人は皆云つた、「元寇は必ず來たる」と。かくて弓に弦を張り、剣を砥いで寇を待ち、その寇が來たるや一戦でこれを皆殺しにした。方今でもこの如くあらしむれば、ちぢこまつてゐる氣は必ず振い、ちぢんでいる力は必ず伸びる。我が守りに余力があり、彼れも敢て進攻しないならば、我れは進み得るのである。この時に当たつて、神功皇后および秀吉の挙をなすべきである。

このように玄瑞は、情勢分析をすると現状では神功皇后や豊臣秀吉の挙は無理であり、むしろ北条時宗の挙がふさわしいと反論しているのである。

次に、安政三年の現在では、使者を斬る時期はすでに失われたと考える松陰に対し、今からでも遅くなく、このまま西洋列強による日本に対する侵攻を何もせずにおくと、いずれ植民地化されるかもしれません、これを未然に防ぐために、使者を斬ることによ

つて、国内の士氣を振るい立たせるべきと反論している。

さらに自己の立場を踏まえてから言動せよという松陰の論に對して、自分の発言が、身分相応でないことは承知しているが、対外的危機を目前にして、憤激のあまり、使節を即座に斬るべきだと主張したと述べている。

このような玄瑞の反論を読んだ松陰は、すぐに返事を書かず、玄瑞の思考が熟するのを待ち、一ヶ月程経つてから、七月十八日、「久坂玄瑞に復する書」(「丙辰幽室文稿」「吉田松陰全集」二、四一四～四一七頁)を執筆した。その要点は次のようである。

時宗の挙はこれを丑寅(嘉永六年・安政元年)に施すべくして、これを今日に施すべからず。足下の以て施すべしと為せるは、時勢を察せず、事機を審かにせざればなり。今の天下は即ち古の天下なり。神功・豊國(豊臣秀吉)、古に能く之れを為したり、今にして為すべきなからんや。足下の以て為すべからずと為すは、大志を棄てて雄略を忘るればなり。凡そ英雄豪傑の事を天下に立て、謀を万世に貽すや、必ず先づ其の志を大にし、其の略を雄にし、時勢を察し、事機を審かにして、先後緩急、先づ之れを内に定め、操縦張弛、徐ろに之れを外に應ず。今や徳川氏、已に二虜と和親したれば我れより絶つべきに非ず。我れより之れを絶たば、是れ自ら信義を失ふなり。今の計たる、きょううぎ疆域(国境)を謹み條約を厳にして、以て二虜を羈縻きび(つなぎ止める)し、間に乘じて蝦

夷を^{ひら}墾き琉球を收め、朝鮮を取り満州を^{くじ}拉き、支那を圧し印度に臨みて、以て進取の勢を張り、以て退守の基を固めて、神功の未だ遂げたまはざりし所を遂げ、豊國の未だ果さざりし所を果すに若かざるなり。誠に能くかくの如くなれば、二虜は唯だ我が駆使する所のままにして、則ち前日の無礼の罪は、之れを責むるも可なり。之れを宥^{ゆる}すも可なり。何ぞ必ずしも区々たる時宗に倣ひて以て虜使を斬り、而る後に快と為さんや。

(大意)

時宗の使節を斬ることを嘉永六年・安政元年に行うのはよいが、今日に行うべきではない。玄瑞が行うべきとするのは、時勢を察せず、時機を詳しく把握しないからである。現在の天下は往昔の天下と同じである。神功皇后・豊臣秀吉が古昔に行えたことを今行えないことがあるうか。玄瑞が行えないとするのは、大志を捨てて雄略を忘れるからである。

凡そ英雄豪傑は、事を天下に立て謀を万世に遺すには、必ずまずその志を大にし、その計略を雄大にし、時勢を洞察し、時機を詳しく把握し、先後緩急をまず内に定め、伸縮張弛をおもむろに外に応ずる。今や幕府はアメリカ・ロシアと和親したため、日本から断交すべきではない。日本から断交すれば、自ら信義を失うことになる。今の計は、国境を謹み、

条約を厳にして、アメリカ・ロシアをつなぎ止め、隙に乘じて蝦夷を開き、琉球を收め、朝鮮を取り、満州をくじき、中國を圧し、インドに臨んで以て進取の勢を張り、以て退守の基を固めて、神功皇后の遂げていない所を遂げ、豊臣秀吉の未だ果たしていないことを果たすのに及ぶものはない。誠にこのようであるなら、アメリカ・ロシアはただ日本が使うままにして、前日の無礼の罪は、これを責めるのも可であり、許すのも可である。どうして必ずしも時宗にならつて使者を斬り、その後に快となすことがあろうか。

このように松陰は、西洋列強と和親条約を結んだ以上、使者を斬つて国交を絶つことは、信義を失うことになると批判し、むしろ、アジアに進出して進取の勢を張るべきとしたのである。また、己の立脚点を踏まえるべきとする論については、玄瑞は一事として実践に出るものではなく、一語として空言でないものはないと批判し、実践の重要性を強調したのである。

松陰の批判に対して、玄瑞は七月二十四日、「吉田義卿に与ふる書」(原漢文。『久坂玄瑞全集』一二三一~一二四頁)を書いて反論した。その要点は次のようなものである。

夫れ神州の地は豊富肥沃、金銀・米穀・山種・海産一として他に求めざる能わざるに非ざるなり。故に古例は唐船蘭船に非ざれば則ち埠に進むことを准^{ゆる}ざるなり。我れ嘗て観れし墨夷の来翰に曰く、「先づ、数年或ひは五年十年の

間試みれば、能く利有るや否やを知る。或ひは買賣に因りて益無くんば、然る後に仍りて古例に復すべきなり」と。今、交商の利害はかくの如し。我れ彼れに諭し曰く、「古例に復すべし、交商に益無くんば^よなり」と。彼の虜の如くんば、則ち翻山倒海の豪なり。^{ついにわ}「竟に遅かに諾して去らんや。必ず此の辭を為さば、則ち我れ其の使を斬る有るのみ。曲は彼れに在り、直は我れに在り、曲直決す。豈に「自ら其の信義を失ふ」と謂はんや。

(大意)

日本は豊富肥沃、金銀・米穀・山種・海産を一つとして他に求めなければならない物はない。故に昔からの慣習は、中國とオランダの船舶しか埠頭に入らせないのである。私はかつて見たアメリカの書簡に、「先ずは数年あるいは五年十年の間試みれば、利があるか否かが知れる。もし利がなければ、その時は古例に戻ればよい」とある。今や交商の利害は明白である。われわれは彼に諭して、「古例に戻るべきだ。通商は無益だから」というべきである。外国は強大な豪の者であるから、どうして受諾して去るであろうか。必ずかれこれ言うであろう。その時こそ、使者を斬るべきである。曲は彼にあり、直は我にある。どうして自ら信義を失うことがあるうか。

玄瑞は、通商は日本には利はなく、西洋列強に利益をもたらす

だけであり、鎖国に戻すべきであるとしている。もし西洋列強が受諾しないなら、非は彼にあり、直は日本にある。その時こそ使者を斬るべきであると主張しているのである。

松陰は、七月二十五日、「再び玄瑞に復する書」(「丙辰幽室文稿」「吉田松陰全集」二、四二一～四二二頁)を書き、論法を一変し、玄瑞の論を理解したと述べる一方で、使者を斬ることの実行を次のように迫つた。

足下謂ふ所の虜使を斬ること、夷書を以て案と為すは、真に誠に名あり。是れ泛言(空言)に非ざるなり。僕向に思未だここに至らず。足下を以て空虚裝扮の徒と為せしは、僕の過^{あやまち}なり。願はくは足下決然として自ら断じ、今より手を下して、虜使を斬るを以て務と為せ。僕将に足下の才略を傍観せんとす。

(大意)

あなたが謂う外国の使節を斬ることは、外国の書に基づいて考究出したのであり、真に誠に名分が立つ。これは空言ではない。私はそこまで思いいたらず、あなたを空虚で粉飾の徒としたのは誤りである。願わくばあなたは決然として自ら断じ、今より手を下して、外国の使者を斬ることを務めと為せ。私はまさにあなたの才略を傍観しようと思う。

松陰は、玄瑞をからつぽで見せかけの徒としたことは誤りであつたことを認め、ならば実際に外国の使者を斬ればよろしか

ろうと実践の重要さを玄瑞に求めたのである。しかし、玄瑞にはその手だけは無かつた。そのことを自ら悟らせ、実践の重要性を教えたのである。

松陰はこのやりとりを通して、熟慮と実践の大切さを教え、大言壯語を戒めようとした。

これで議論の決着は付いた。玄瑞は松陰にますます感服し、その説を受け入れ、やがて入門するに至つたのである。

玄瑞が松陰に弟子入りしたのは、安政四年（一八五七）春夏の頃であったと言われている。しかし、玄瑞の修学状況が知れる史料は、あまり残っていない。その中で、松陰は十二月五日、「久坂玄瑞は防長年少第一流の人物にして、固より亦天下の英才なり」〔文妹久坂氏に適く贈る言〕『吉田松陰全集』四、一五八頁と述べており、最も期待を寄せていることがわかる。

二 久坂玄瑞の尊王攘夷思想

(一) 久坂玄瑞の松下村塾門下生の指導

安政六年（一八五九）五月二十五日、松陰は江戸に護送されたため萩を出発した。玄瑞は萩において、松下村塾門下生の指導に当たつた。

岩倉獄中にいる入江九一については、九月三十日、書簡を書き、次のように懇切に指導している。

今年は支那の沿革、万国の事勢に眼を着くべし。来春よりは

王学に入り玉へ。僕も間を偷み伝習録默読の積なり。坤輿図識・蕃史并航海地図差送る、是れにて大略を得べし。魏源の海国図志・聖武記等心遣ひ送るべし。何卒可以明張聖道維持名教為已任、豈区々独善之為(7)

このように、松陰が愛読した「坤輿図識」⁽⁸⁾、「海国図志」⁽⁹⁾などの世界の地誌や歴史書を読むことを勧め、大局的視点を得るように指導している。

玄瑞はさらに十一月七日、入江に次のような書簡を書いている。僕為冗計るに、今年海国図志其他海外夷狄に關係する書を読むべし、来春よりは温公通鑑に取り掛るべし、卒業なれば通鑑紀事本末を読むべし、是にて彼の時勢も大略分り申すべし(10)

このように、「海国図志」や西洋に關係する書を読み、常に世界の大局部的把握に努めるよう指導している。これは、松陰の世界的視野で考える思想を受け止めて、伝えようとしているものである。

玄瑞は、長州藩尊王攘夷運動のリーダーとして活動した。文久元年（一八六一）三月、長州藩は、長井雅楽の「航海遠略策」を藩論として採用し、朝廷、幕府に説いて周旋活動を開始した。

これに対し玄瑞は、六月二十二日、入江に宛て、「固(11)先師の議論も其所には候得共、航海遠略は此節に相成候而は、蘭学小僧も解し得る所にて、和議を主とするもの、喜ぶ所と存候」と書簡

を書き、航海遠略は松陰も唱えているが、現在においては、和議を主とする者の喜ぶ所となつていると批判している。

(二) 久坂玄瑞の「廻瀾条議」

玄瑞は長井批判を厳しく展開し、その結果、文久二年（一八六二）五月五日、朝廷は「航海遠略策」に朝廷を誹謗した文言があり、懸念ありとの沙汰書を下した。長州藩は朝廷に謝罪するとともに、長井を謹慎・帰国させた。

七月六日、長州藩は京都藩邸における御前会議で、「航海遠略策」から「即今攘夷」へ転換することを決定した。

八月一日、玄瑞は「廻瀾条議」（『久坂玄瑞全集』四一二～四二五頁）を藩主毛利敬親・元徳父子に上申した。題名の意味は、「狂瀾（荒れ狂う波）を既倒（既に倒れている）に廻（めぐらす）す」つまり、「荒れ狂う波を来た方向へ押し返す」であり、勢力の衰えたのを挽回するという気持ちが込められている。この論策はすこぶる長文であるので、大意を紹介しつつ分析しよう。

第一条 我長州藩内の正邪の区別を明らかにし、士風を振興し、節義を鼓舞する事が、天皇の勅命を貫き、西洋列強を制する基本であることを論ず。

今日の大急務は、安政五年（一八五八）の勅諭（通商條約を結ぶことを拒否）を貫き、幕吏の正邪を糺して、外国人との関係を下田条約（和親条約）に引戻すことであり、万

一承服しないならば打ちこらしめる以外に方法はないと御決心なされ、必ず勅意の貫徹を期するよう御尽力なされたいと考えます。

しかしこれらは、日本の安危にも拘わるほどの重大事で、容易ならぬことなので、まず藩内の正邪を糺して、尊攘の熱意を貫徹できるようにすべきであります。吉田松陰は、忠烈節義の士でよく奮闘し、身を殺して国に殉ずる志ますます切なるものがあり、ついに相果てました。ところが藩内の議論はそることとほめることが定まらず、国賊であるなどと罵る者もあり、まことに残念至極につき、何とぞ格別の御恩旨をもって、江戸小塙原の遺骸を改葬する手筈を賜わりたいのであります。

このようにして、吉田松陰の忠義の魂を弔い、正邪の区別を明白に立てて君子を近づけ、小人を斥け、正義が確固として富士山の動かしえないが如くに致したいものであります。

このように、今日の大急務は、安政五年の孝明天皇の勅諭を貫き、幕吏の正邪を糺して、西洋列強との関係を安政元年の和親条約の段階に引戻すことであるとし、そのためには、まず長州藩内の正邪を糺すべきで、吉田松陰の忠義の魂を弔い、正邪の区別を明白に立てるべきとしている。

第二条 幕吏が西洋列強におどかされ、勅諭に背いたことは、断然明白にその罪を糺すべきを論ず。

安政五年三月の孝明天皇による日米修好通商条約の勅許拒否に反して、幕吏が、六月十九日に条約を締結し、さらにオランダ、ロシア、イギリス、フランスと修好通商条約を締結したことは、不当であるので、幕吏の罪を追及すべきであります。

このように、幕吏が違勅の調印をしたことを追及し、西洋をこらしめる勅命を実践して、皇威を千万里の遠くまで輝かすようにはすべきとしている。

第三条 天皇が西洋列強が侵入した大難を憂慮される御心にのつとり、安政五年の勅諭を断固として貫くよう、どこまでも尽力すべきを論ず。

安政五年二月二十三日、堀田正睦へ仰せ出された孝明天皇の勅答に、「この期に至つては人心の一致こそ国家の大事故あるから、御三家以下諸大名の真心を聞きたい」と仰せ出されましたところ、三月一日、老中から差出してきた奉答文に、「人心一致の方法はどのようにも幕府でお引受け致しますから、御心を安んぜられたく」などと申上げましたことは、虚言傲慢の至りであります。

三月二十日の勅答には、「今度の仮条約の趣旨では、国威

が立ちがたい。今一度御三家以下諸大名へ將軍の命を下し、再度衆議の上言上すべし」とあります。三月二十六日の御書付には、「今度の条約はとても許容しがたい。もし諸侯の衆議のなかでおのずともつれる場合は、右の勅意を含んでせいぜい取鎮め、外国と談判の上、外国側より蛮行に及ぶならば、一戦に及ぶことも是非ないことと思し召される」とあります。

四月三日の書付には、「外国が悪事を企てている時節であるから、伊勢神宮と京都は、特に警衛のことと武備の整えをしかるべき國持ちの大名に早々に命じられるようになさい」とあります。

しかるに幕府が六月十九日、日米修好通商条約に調印したこととは言語道断の所業であります。このため朝廷から御三家・一門或いは大老の上京を命じられたところ、幕府は、間部詮勝が上京して、「条約調印は、今さら破棄致しましては外国の信用を失うよう相成ります」などと申し上げました。さらに、天下の義人烈士を暴威をもつて投獄斬殺し、ついに天下の正義が邪惡のために抑圧されるに至りました。

このように、幕吏は驕慢であり、外国は勢いをつのらせ、ついに桜田門・坂下門・東禅寺等の事変に立至つたのも、時勢のやむをえざるところから起つたのであります。

そのため安政五年の勅諭を貫徹し、神奈川条約を思いきって破棄しなくては、人心は一和せず、天皇の御心を安んじ奉る時は来ないのであります。

このように、安政五年の勅諭を貫徹し、修好通商条約を破棄すべきと主張している。

第四条 安政五年の勅諭を貫徹し、幕府の奸吏を厳科に処して、安政元年の和親条約に引戻すよう、松平慶永（政事総裁職）・一橋慶喜（将軍後見職）にその実行を督促すべきことを論ず。

今度、松平慶永を政事総裁職に、一橋慶喜を將軍後見職に覩慮をもつて命じられたのは、調印の時、二人が正義凜然としていたのを頼みに思われたためであるから、將軍家を補任し、奸吏を罰し、安政五年の勅諭を貫くよう攘夷の実践をされなくては、勅命をはずかしめるものとなります。だから、必ず薩摩藩等と協議され、その実行を督促されるべきであります。

万一一、我方の説諭に従い、三港の通商に引き戻せば、皇威拡張の第一歩ですので、この上は約束を厳にし、規則を正し、教会堂を廃し、踏絵の制度を再興し、公使を江戸に置くのを禁じて、品川御殿山の公使館を取り除くべきです。こうして我方の命のままに承服するようであれば、樺太の境界を改め、千島を編制して日本の版図に入れるべきであります。

これらの事について談判しうる程の国威が確立すれば、

だことは、ひとえに両国の和睦と人民の安寧のためである。ところが安政五年六月、神奈川で通商条約に調印し

たのは、全く天皇の許可がないうちに奸吏が自分一存のはからいで結んだことであるため、人心不穏で幕府重役の殺傷事件も起り、物価騰貴で窮民は飢饉に苦しんでいる次第である。そのため人民の安寧を欲してえられず、両国の和睦を欲してかえって憤怨を抱くことになるから、貴国が真に我国のためになそうというなら、下田条約に引戻すべきである。」という趣意できつぱりと謝絶すべきです。

しかし、外国人は今日に及んで、下田条約に引き戻すことには、とうてい承服しないでしょう。したがって、どうしても承服しないならば、もはや理非は大いに明らかであるから、ぜひなく大勇断をもつて、決闘死戦と決定なさるべきであります。

メリカ・ヨーロッパ迄も自由に往来し、所々に公館を建て、将土を置き、世界の形勢をにらみ、万国の情勢を洞察して、わが海軍を訓練し、わが士氣を振興すれば、皇威の回復はなんの困難もありません。

しかしながら、神奈川の条約調印を破棄し、三港に引き戻すことは、外国人がとうてい承服致さないでしようから、外国人征伐の勇猛な決断がなくては果せません。どのみち決戦と御決心なされ、とくと薩摩藩などへ協議され、越前・一橋公に実行を督促され、勅意が徹底するよう御尽力なされたいと思います。

このように、和親条約の段階に引き戻し、西洋列強が、我方の命のままに承服するようであれば、樺太の境界を改め、千島を日本領土に入れるべきであり、さらに、朝鮮・満洲・広東・ルソン・ジャワ・インドを初め、アメリカ・ヨーロッパ迄も自由に往来し、所々に公館を建てて将土を置き、世界の形勢をにらみ万国の情勢を洞察して、わが海軍を訓練し、わが士氣を振興すれば、皇威の回復は困難ではないと論じている。ここには、松陰が自己の对外思想の到達点と位置づけている安政五年（一八五八）四月中旬「対策一道」（戊午幽室文稿）『吉田松陰全集』四、三二八〇三三四頁）（単純な排外主義ではなく、主体的開国論）の開国進取の对外思想の影響がうかがえる。

第五条 安政五年の違勅の罪（天皇の許可をえないまま通商条約を結んだこと）が明らかになつた上は、二百余年、天皇につやまいつかえることを欠いていたことを糾し、皇室を尊崇し、君臣の分を正しくすることを論ず。

幕府が既に違勅の罪を悔悟して、奸吏を罰し、下田条約に引き戻し、夷人が承服しなければこれを打ちこらしめ、征夷大將軍の職掌にふさわしい大根本が確立した上は、二百余年来の失礼を強く悔悟して、朝廷崇敬の実践がなくてはなりません。

この度、越前・一橋公が幕政に携わるに当たつては、將軍を補佐し、違勅の罪を悔悟するだけでなく、諸大名の参勤交代をゆるめ、將軍が朱印状をだして領地を渡す事、または武家の官爵等もおいおい朝廷へ乞い受けるようになれば、二百余年のおごり高ぶつて無礼をしたことを悔悟し、將軍が自ら諸大名を率いて上京し、朝廷尊敬の誠忠至誠の気持を実際に示されなくては、人心は決して承服致さず、天下の瓦解は必然であります。

そこでまず、皇居の内に御政事所を建て、外国人との交渉、天下の政務等が次第に紛糾錯雜していくので、重大な事柄は逐一朝廷へ伺われ、公卿百官が参内して諮詢協議するようにならなければ、威權が朝廷に帰するということも覚束ないので。君臣の分が既に明らかとなり、日本

と外国の国体の区別が既に明らかとなつた上は、全世界を自由にのし歩き、皇威を海外に輝かすことは何の困難もありません。

このように、幕府が朝廷に対する二百年の失礼を悔悟し、朝廷崇敬の実践をすべきとしているのである。そして最後に、今日の大急務は、奸吏を糾し、下田条約に引き戻し、外国が承服しなければ決闘死戦と勇決猛断され、上は朝廷のため、下は幕府、人民のため必ず尽力なされ、今度の上京の熱意を貫徹致されますよう願つて申上げますと、全体の論旨をまとめ結んでいる。

以上のように、通商条約は、人心不穏で幕府重役の殺傷事件も起り、物価騰貴で窮民は飢饉に苦しんでいるとして否定し、朝廷を政権の中心に押し出していこうとする国家構想が見られる。

また、排外主義ではなく、世界に自由に往来する開国進取の对外思想を展望しており、玄瑞の攘夷思想として注目される。

(三) 久坂玄瑞の「解腕痴言」

文久二年閏八月二十八日、玄瑞はさらに「解腕痴言」(『久坂玄瑞全集』四二九、四三七頁)を書いた。題名は、「壯士がマムシに手を噛まれれば、腕を解いて(切斷して)でも全身に毒の回るのを防ぐ」という意味であり、西洋列強を打ち扱わなければならぬことを六条にわたって論じている。こちらも長文なので、大意を示しつつ分析しよう。

① 外国が初めて渡来した時、忠憤義勇の士は、日本のある限り、決闘死戦、外国人を一人も返さないと決意したが、幕吏は戦いを恐れ、和を唱えて、先ず武備が整つてから打ち払うべきとし、ついに貿易を許すことになった。しかし、嘉永六年の頃より十年経つてゐるのに、武器は整わず、士気は奮っていない。昇平の陋習は、一日無事ならば、一日惰弱となってしまう。今日こそ勇断がないと達成出来ない。これが、外国を速やかに打ち払うべきの第一である。幕府の先ず武備を整えてから打ち払うという策は、いくら待つても達成できないと批判し、むしろ速やかに打ち払うことによつて状況を切り開くべきとしている。

② 開港後、絵踏を廃し、教会を建て、学校を興すことを許されたのはどうしたことか。これは外国の策にして、人の国を奪い、人の民を籠絡する術である。もし日本人の人が、ことごとく皆勢いを恐れて従い服するようになる時は、どうすることもできない。そのため優柔姑息で、速やかに伐謀の挙がないならば、中国やインドの轍を踏むことになる。これが、外国を速やかに打ち払うべきの第二である。

西洋列強のキリスト教の普及や学校の建設は、相手国を奪う術策なので、速やかに打ち払うべきとしている。

(3) ロシアは、カムサツカに砦柵を構え、エトロフ島、ウルツプ島に臨み、近頃は黒竜江を奪い、カラフト島および東西エゾを蚕食しようとしている。また無人島は、外国人に地方一帯に勢力を張られたことは既に久しい。八丈島・三宅島もおもんばかりべきである。いわんや琉球は、フランスが久しくねらっているところである。

イギリス・フランスが力を恣^{ほしいままで}にして、日本に向って干戈^{さき}を用いないのは、中国における太平天国の乱の勢威が甚だ熾^{さか}んであるためである。万に一も、太平天国の乱が、イギリス・フランスに屈せば、イギリス・フランスの日本に寇する事は必然である。(アメリカの如きは、先年より開港を願い、懇切らしく巧弁を用いるのも、全く次第にアジアに横行する基本を開こうとするためである)

ロシアは南下の志があり、イギリス・フランスは、自分たちのインド・中国の領地に禍があることを慮り、ロシアを阻止しようとする。それは、諸外国が対馬を争う所以である。そうであるなら、勇断をもつて先制の術に出るの外は、施すべき手立てはない。これが、外国を速やかに打ち払うべきの第二である。

イギリス・フランスが今は攻めてこないのは、中国で太平天国の乱が起こり、その鎮圧に軍事力を集中しているためである。ロシアは南下したいと考えている。イギリス・フランスは、イン

ド・中国の領地を守るため、ロシアの南下をはばもうとしている。それが、対馬を占領しようとしてぶつかっている理由であると分析している。このように、東アジア情勢の緊張の高まりを強烈に意識し、かつ列強のパワー・ポリテックスの正確な把握を行つて、外国を速やかに打ち払うべきとしている。

(4) 開港以来、日本の日用の茶・糸・銅・鉄・石炭・穀麦の類を輸出することにより、日本の国力が日々に疲弊する事はどれほどのことか。しかし、文綺^{ぶんき}(色模様のある布)・細穀^{さいこ}(こまかいちりめん)・染綵^{せんざい}(染めたあやぎぬ)・毛布珍異無用の品の市塵^{してん}(市の店)・閨巷^{りょうこう}(むらざと)到る所に目をくらまし、魂を驚かすを見て、国内繁盛なりと言うのは、蛇毒をもつて体の腫れたのを、自分は肥えたと誇るに異ならない。

かつ、貿易の事件に手慣れない奸商共が、狡猾な外国人等と洋金の価を高く売買し、物価がますます騰貴するために、貧しい者は養うのを頼み、育てる術が尽き、産を失い、家を毀ち、溝壑に転墳するに至る事、己の肢膚を割いて、虎狼を養うに等しい。日本の国力には限りがあり、外国の要求は窮まりない。有限をもつて無窮に応ずるのは、亡びないで何を待つのだろうか。これが、外国を速やかに打ち払うべきの第四である。

このように、貿易に起因する必要物資の欠乏と、物価騰貴との因果関係の正確な理解が見られる。事実、貿易の開始から、物価騰貴が起り、経済破壊が進んで攘夷意識が高揚した。⁽¹²⁾ この困窮を救うために、外国を速やかに打ち払うべきとしているのである。

⑤朝廷を助ける志ある大名等は上京され、幕府においても一橋慶喜・松平慶永を再出する程の様に成り来たったことは、実に皇威回復、外国等を打ため、なぎ払い、身分不相応なことをうかがいねらう念を絶たせる時である。この機会こそ千載一時なれ、この時を失つたならば、士気は必ず落ちてしまう。これが、外国を速やかに打ち払うべきの第五である。

朝廷を助ける志ある大名等は上京し、一橋慶喜・松平慶永を再出する状況は、千載一遇の機会なので、外国を速やかに打ち払うべきとしている。

⑥現在において、日本国を外国等に汚され、民衆も外国等に苦使され、キリスト教を広めさせ、天地の開けて以来、例もなき汚穢を受け、恥辱を受けていることは、口惜しきとも、痛ましきとも言うに余りあり、人民の日本に一人もあらん上は、かかる皇御国の大好きな仇と並立の理はない。と

もかく早く天皇の威光を輝かして、日本を淨めるべきである。これが、外国を速やかに打ち払うべきの第六である。日本国が、外国に汚され、民衆が苦使されているのは痛ましいので、淨めるべきであり、外国を速やかに打ち払うべきであるとしている。

以上の六箇条に続いて、外国が畿内に侵入することも測りがないので、急務として五箇条を提起している。すなわち、知太政官事（主として親王のために太政官内に設けられた議政官的地位）、記録所、親兵、武器・兵糧、名を正し玉はむ事である。これらは、歴史上の先例に依拠して提起したものである。

前の六箇条を見て、速やかに天皇が裁断し、後の急務五箇条により、外国の変に応じる優れたばかりごとをなして、今日の機会を千載の一遇として、攘夷の詔書を幕府に下し、かつ天下に伝達するなら、海内の士氣はたちまちに激励し、將軍も奮發し、一橋慶喜・松平慶永も勅命による依頼を遵法するであろうとしている。そして、今日のような優柔文弱の時では、外国を打ち払い、征討するほどの大挙があつてこそ、士氣も盛んに、武備も整い、國本も堅くなると述べている。

以上のように玄瑞は、まず拳兵（攘夷実行）することによつて士氣を高め、武備整備が達成されるとして、天皇の親政によるすみやかな攘夷決行を提起している。この段階では、貿易の開始

による社会経済的影響が深刻化しており、松陰の段階とは異なっていた。この情況を真剣に受け止め対応しようとしたところに、玄瑞の摂夷思想の特質があるのである。

三 久坂玄瑞の摂夷国是確立論

長州藩は、摂夷の急先鋒として中央政界に影響を及ぼすことになった。朝廷は孝明天皇を中心にして、幕府へ摂夷の実行を迫つた。やむなく幕府は、文久三年（一八六三）五月十日を摂夷決行期限と全国に布告した。

五月十日、玄瑞達は、下関海峡において、アメリカ商船を砲撃して、摂夷決行の火蓋を切つた。続いて二十三日にフランス艦、二十六日にオランダ艦を砲撃した。この摂夷決行について玄瑞は、木戸孝允に宛て、「摂夷之儀に付 whereas, 始より成算のある事にては無之、國体之立不立、大義之欠不闕¹³とにこそあれは、今更一点も動搖ありては不相叶候は勿論に候。」と記し、最初から成算があるとは思つていなかつたが、國体（主權國家としての独立）を立てるために闘つたと述べている。一見無謀に見える行動の裏に、冷徹な認識があつたことがわかる。

長州藩の摂夷運動の高まりに対して、孝明天皇をはじめとする朝廷、会津藩、薩摩藩等は八月十八日政変を起こし、朝廷内の尊主摂夷派公卿を追放し、長州藩は、宮門警衛の任を解かれ、禁裏への出入りを禁じられた。以後、長州藩は京都における政治勢

力の回復を求めて運動を展開した。その方法を巡つて、武力で京都の再制覇をめざそうとする来島又兵衛らの激派と、慎重論を唱える玄瑞や高杉晋作らが対立した。

元治元年（一八六四）三月、京都における参与会議が解体し、有力大名が帰国すると隙が生じた。玄瑞は絶好の機会として進發論に転じた。六月、長州藩は軍を進発させた。玄瑞も進発し、京都の南西に位置する山崎に滯陣して、朝廷等への嘆願を続けた。その七月八日、真木和泉・久坂玄瑞・中野円太・寺島忠三郎・入江九一が連署して、朝廷へ提出した嘆願書に長州藩の主張がよく表れている。それは次のようなものである。

近年西洋戎虜漸く猖獗¹⁴（勢いが盛んで荒れ狂う）、満清にも其禍を受け候段、被為聞食候哉。弘化年間、既に武備相整ひ可申と、勅命被為下候處、癸丑年に至り、亞米利加理不尽に内海に乗入、差統¹⁵き魯西亞・暗厄利亞（イギリス）等和親交易要請、種々難題申募、遂に辺海自在に測量、富士岳にも登臨、漫に発砲仕、城市横行、殿山堂築にも相及、纔之間に物価騰貴、日用乏欠、下民飢寒に相迫候儀、叡慮御先見被為遊候通に相成、奉恐入候御事に御座候。前後毎々摂斥可致旨、勅諭被為下候へ共、其内には不都合之事而已有之、叡慮之通り參兼候。於是御国是始めて動き候と、乍恐奉存上候。一兩年前、格別御赫怒^{かくど}（激しく怒る）被為遊候に付、叡慮漸く貴徹之様に相成、公卿には三条（実美）殿以下、侯伯には宰

相父子（毛利敬親・元徳）^{ひとしお}一入遵奉仕候央、期限相立て速に掃攘可仕被仰出候に付、人気奮作、武備も具に相整、処々にて打払申候。然る處、八月十八日後、又々議論区々に相成、春来大樹公諸侯伯一同來朝相成候間、急度攘夷御確定可相成候処、確と仕候儀も無之候。於是御国是再度動き候と、乍恐奉存上候。箇様毎々御国是動き候様にては、攘夷は勿論、和親交易之段にも無之、遂に醜夷に屈膝候て、称臣にも至り可申哉。漢土古来の旧轍も、多く国是不立よりして、夷狄にじゆうりん（踏みにじる）被致候事に立至り候事にて、是等は別て歎慮に於て御苦惱被為遊候儀に付、速に御決着、去夏被仰出候期限を直様期限と被仰出、以来無二念打払候様被仰出候御事と奉存上候。⁽¹⁾

その要点は、次のようなものである。

近年、西洋列強による対外的危機が起ころっている。弘化三年（一八四六）には、対外防備を整えるようと勅命が出された。嘉永六年（一八五三）、ペリー来航以降、西洋列強の圧力はさらに強まり、とくに貿易が開始されて、物価騰貴が起これ、日用品が欠乏し、民衆は困窮している。それを救うため、文久三年（一八六三）、長州藩は外国船を打ち払う行動を実行した。ところが八月十八日政変によつて京都から政治勢力を追われた。今は早急に攘夷の国是を確立すべきである。

このように長州藩は、対外的危機が強まる状況において、幕府

むすび

以上解説した諸事実をまとめておくと、次の通りである。

（二）松陰は、玄瑞の入門に当たつて、玄瑞の西洋列強の使節を斬るべきとする論を厳しく批判し、その時代状況に応じて攘夷の策を立てるべきこと、開国進取の対外思想、実践が重要であること、その身に応じて着実であることを教えた。

（二）玄瑞は、松陰から幅広い海外認識を学び取り、それを松下村塾門人達にも指導しようとした。

（三）玄瑞は、長州藩尊王攘夷運動のリーダーとして活動し、藩論を即今攘夷に転換することに尽力した。さらに、「廻瀬条議」・「解腕痴言」において、西洋列強のアジアにおけるパワーポリティクスの正確な把握など、海外情勢を精密にとらえた上で対外政策の分析を行い、貿易による経済破壊を深刻に把握して、通商条約破棄を目指す攘夷論を展開した。これは単純な排外主義ではなく、世界に自由に往来する開国進取を展望するものであった。これらの論は、空疏な観念論ではなく、世

は充分に対外政策の役割を果たしていないと批判し、それに対してもこれまでの長州藩が攘夷に取り組んだ正当性を主張し、早急に攘夷国是を確立すべきことを嘆願しているのである。長州藩が兵を進発させた真の目的は、攘夷国是の確立であり、この嘆願書の中に玄瑞が尽力してきた攘夷思想が集約されているのである。

界情勢をリアルにとらえた論論であった。

(四) 禁門の変においては、摂夷国是の確立を求めて行動を起こし、単なる長州藩の政治的復権ではなく、摂夷を国家方針とすることを目指した。

注

(1) 張惟綜「吉田松陰と久坂玄瑞—思想の伝承とその展開—」
『倫理学』二五号、二〇〇九年。

(2) 林田慎之助・亀田一邦『高杉晋作・久坂玄瑞』(明徳出版社、二〇一二年、二四〇頁)。なお、林田慎之助・亀田一邦氏には『久坂玄瑞全訳詩集・久坂天籟詩文稿併録』(明徳出版社、二〇一九年)がある。

(3) 一坂太郎『久坂玄瑞』(ミネルヴァ書房、二〇一九年、二三八頁)。

(4) 「時勢論(慶応元年冬、母藩土佐国同志へ贈る)」『中岡慎太郎全集』(勁草書房、一九九一年、一九八頁)。

(5) 西洋列強の使者をタウンゼンド・ハリスとする武田勘治『久坂玄瑞』(道統社、一九四四年、三三二頁)があるが、ハリスが下田に来日するのは、安政三年七月二十一日であり、久坂はハリスを想定している訳ではない。

(6) この部分の漢文訓読にあたっては、徳田武『吉田松陰と学人たち』(勉誠出版、二〇一〇年、三四九~三五〇頁)を参照した。

(7) 一坂太郎・道迫真吾編『久坂玄瑞史料』(マツノ書店、二〇一八年、一六三頁)。

(8) 吉田松陰と「坤輿図識」については、拙稿「吉田松陰と「坤輿図識」」(『至誠館大学吉田松陰研究所紀要』第二号)参照。

(9) 吉田松陰と「海国図志」については、拙稿「吉田松陰と「海国図志」」(『至誠館大学吉田松陰研究所紀要』第三号)参照。

(10) 妻木忠太『久坂玄瑞遺文集 上巻』(泰山房、一九四四年、一七七頁)。

(11) 同前、二八〇頁。

(12) 拙稿「開港と物価騰貴」(『山口県史通史編 幕末維新』山口県、二〇一九年) 参照。

(13) 元治元年四(カ)月十六日付、木戸孝允宛久坂玄瑞書簡『木戸孝允関係文書 三』(東京大学出版会、二〇〇八年、三五〇頁)。

(14) 「天闕へ上奏(二)」、真木保臣先生顕彰会編『真木和泉守遺文』(伯爵有馬家修史所、一九二三年、二二八~二二九頁)。この文書は、真木和泉・久坂玄瑞・中村円太・寺島忠三郎・入江九一の連名であるが、「天闕へ上奏(一)」の文中に、「主人宰相父子」とあり、この文書中にも、池田屋事変の時に旅館中にいた者を「弊藩并他藩之者共」と記しているので、長州藩士による執筆であることが判明し、さらに文体の特徴からみて、久坂の起草になるものと推定される。